

氷川町空き家バンク促進補助金

空き家解体→新築→固定資産税補助



そこに建てられた新築住宅について
固定資産税の補助があります！
固定資産税の1/2 上限10万円（3年間）

- ① 空き家バンクに「解体可能物件」として登録
- ② 利用希望者と売買契約を締結
- ③ 当該空き家を解体、更地にして、利用希望登録者がそこに新しく家を建てる
- ④ 新築物件にかかる固定資産税（土地家屋）を完納
- ⑤ 補助金申請
- ⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

☑補助金申請の前にご確認ください☑

- ☐ 空き家の解体は空き家登録者、利用希望者どちらでも構いません（解体には町の住宅リフォーム補助金が使えます。別途ご相談下さい）
- ☐ 3年間助成を行います。毎年申請が必要です
- ☐ 住宅が完成した時期によっては、完成から補助金申請まで数年かかる場合もあります

例) 平成28年3月に住宅が完成



その住宅の課税の基準日は平成29年1月1日



実際に税金を払い始めるのは平成29年6月から



10ヶ月に分けて支払う場合は、支払終わるのが平成30年3月（1年目完納）



補助金の申請（1年目）

4 空き家バンク事業にかかる新規住宅建築補助金

概要	売買契約締結後、更地にした土地に新規で住宅を建築した者に対する補助金
対象者	売買契約を締結後、空き家を解体し、更地となった土地に新規で住宅を建築。その新築住宅に居住（生活の拠点を移し住民登録を行う）する方で、滞納がない方
補助率上限	新築住宅に対して賦課される固定資産税（土地建物）の50% 上限10万円 3年間
対象外	<ul style="list-style-type: none">・過去にこの補助金を利用した者（同一世帯の者を含む）・3親等以内の親族との契約・補助対象者に滞納がある
申請	申請書（課税及び納税状況（申請時に氷川町での課税がなされていない場合は、移住前の住所地における納税証明書の提出に代えるものとする）、住民登録状況について確認することに同意）、新築住宅の登記事項証明書の写し
請求	請求書（毎年必要）
その他	契約締結の日から3年以内に新規住宅を建築しなければならない